

関連法規等

- ◆日本国憲法
- ◆教育基本法
- ◆学校教育法
- ◆学習指導要領
- ◆東京都教育委員会教育目標及び基本方針
- ◆立川市教育委員会教育目標及び学校教育の指針

学校教育目標

人権尊重の精神を基調とし、自主性と創造性に満ちた人間性豊かな児童の育成を目指して、次の目標を定める。

- 健康で明るい子
- ◎進んで学習する子（重点目標）
- 心豊かで思いやりのある子

保護者の願い

- ☆基礎的・基本的な学力の定着
- ☆安心・安全な学校生活
- ☆自ら進んで学ぶ姿勢
- ☆思いやりとやさしさのある人間関係の構築

各教科の重点

- ◎基礎的・基本的な知識・技能の習得のため、習熟度別指導を取り入れ、個に応じた指導方法を工夫します。
- *言語に関する能力に必要な環境を整えます。
- *話す・聞く力を高めるために、互いの考えを伝え合う対話型の授業を設定していきます。
- *児童の知識や感性を豊かにする読書活動を推進します。
- *様々な教育機器や学習資料を活用し、問題解決的な学習を充実させます。
- *地域社会や保護者の教育力を活用し、学習活動の活性化を図ります。
- *児童の学習意欲を高める評価方法の改善を図ります。

重点目標を達成するために目指す児童像

学習意欲、知識・技能を基盤に、諸能力を活用し他者と協働して問題解決に努める児童

二小が捉える「学力」

思考力 判断力 表現力

【基礎的・基本的な技能】

話す力・聞く力・読む力
書く力・計算する力

【基礎的・基本的な知識】

【主体的に学習に取り組む態度】

道徳教育の重点

- *生命を尊重し、自他を思いやる心を育てるための体験的な活動を取り入れ、道徳教育の充実を図ります。
- *いじめのない豊かな人間関係の構築に努めます。
- *ルールやマナーを守る児童の育成を図るため、日常生活に目を向け、発達段階に応じよりよい判断ができる態度の育成を図ります。

特別活動の重点

- *よりよい生活や集団活動の実現を目指し、児童の自発的、自治的活動の充実を図ります。
- *集会での集団遊びやたてわり班活動、二小まつりなどの充実を図り、児童の社会性や協調性を育みます。
- *生きる力の基盤となる食育の推進を図るために、食育全体計画を作成し、指導します。
- *幼保・小・中との連携活動を推進します。

総合的な学習の時間の重

- *年間指導計画を基に、全職員が学習活動に関わりながら、学び方や考え方を体得させる指導を充実させます。
- *保護者や地域の方々との協力を得て、幼稚園や保育園の園児、中学校の生徒、高齢者や乳幼児、障がいのある方との交流等、体験的な活動をより多く取り入れ、進んで課題を見付け、解決しようとする態度の育成を図ります。

授業改善を推進するための視点

- ◇授業内容や指導方法の日常的な研究や改善を行い、児童にとって「分かりやすい授業」を展開します。
- ◇評価と指導の一体化を図り、授業改善に役立てます。
- ◇児童が自分の考えを伝え合い、学び合う機会を意図的に設定し、言語活動の充実を図ります。あらゆる学習活動に対話を取り入れ、「話す力」「聞く力」を高めていきます。
- ◇東京ベーシックドリル等を活用し、基礎的・基本的な内容の反復学習に取り組みます。また、木曜日の朝に「算数パワーアップタイム」を設け、基礎・基本の定着を図ります。
- ◇毎週火曜日の朝に「音読タイム」「対話タイム」「読書タイム」を設けることで、日常的に言葉や文章に親しませます。
- ◇家庭と連携しながら家庭学習の日常化を図り、学習習慣を身に付けさせるとともに、学習内容の定着を図ります。
- ◇特別支援教育の視点から、個に応じた学習支援を行います。また、学習支援ボランティア等の地域社会の人材を効果的に活用し、個別支援の充実を図ります。

人権教育の重点

- *日常生活において人権への配慮が態度や行動に表れるような人権感覚が身に付けられるよう指導します。
- *全教育活動を通して、児童一人一人の個性や資質・能力を十分伸ばさせるよう努めます。